

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

狭山市長 小谷野 剛

市町村名 (市町村コード)	狭山市 (2152)
地域名 (地域内農業集落名)	堀兼 (堀兼 上赤坂 中新田 青柳 加佐志 東三ツ木 狭山台)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

狭山市における、最も農用地等面積の大きい地域であるが、高齢化が進んでおり、担い手不足が懸念される。
まとまった農地はあるが、畑それぞれの特徴があるため、圃場を集約は難しい
地図上営農継続となっても、実際には保全管理のみという人も多い

(2) 地域における農業の将来の在り方

さといもをはじめとする野菜の付加価値を高め、収益の向上を図る。
JAいるま野さといも選果場の利用やスマート農業機器等の導入により作業の省力化を図ることで、農地の集積化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	462 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	462 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地については、原則、農業上の利用が行われるものとする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じた積極的な貸付けをおこなう
(2)農地中間管理機構の活用方針
農林公社や農業委員会と定期的な話し合いをおこない、担い手への集積・集約化を進める
(3)基盤整備事業への取組方針
継続して灌水設備、農道の維持管理に努める
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
行政や、農業協同組合等との相互の連携を強化し多様な経営体の確保・育成に努める
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
試験的事業で農機具貸出サービスの実施

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--